

尼崎市乳児等通園支援事業
開設・運営の手引

— 初版 —

令和 7 年 4 月
尼崎市こども青少年局
保育企画課

個別に相談をされる際は、事前に電話での予約をお願いします。

電話番号 06-6489-6393

メールアドレス ama-daredemotsuuen@city.amagasaki.hyogo.jp

1 はじめに

尼崎市では、平成 27 年 4 月施行の子ども・子育て支援新制度の開始以降、保育ニーズの増加に伴い、待機児童数も増加傾向で推移し、令和元年 10 月には幼児教育・保育の無償化が開始されるなどにより、その翌年には待機児童数が過去最高（236 人）となりました。

その後は、保育所等の新設等による定員の拡大や定員枠を超えての受け入れを実施するなど、待機児童対策を推進することで、その数は減少しております。

そのような中、令和 6 年 6 月に子ども・子育て支援法等の一部改正により、乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）が創設され、令和 8 年度から全国の自治体で実施することが義務付けられました。本市においては、条例で定める基準に基づいて事業を実施できる事業者を認可するものとし、多様な事業者に参加いただく中で、利用を希望する方へ本制度を利用していただけるよう実施事業者を確保していくものとしております。

この手引きは、本制度を実施していただく事業者に必要な事項を記載し、円滑な開設・運営につなげていくために作成するものです。

2 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要について

0 歳から 2 歳児の約 6 割を未就園児が占めており、そうしたこどもを持つ子育て家庭には「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えている保護者がおり、そうした保護者への支援の強化が求められています。

こうした中、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形で支援を強化するため、本制度が創設されることとなりました。

本制度は、現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できるものとして、児童福祉法において「乳児等通園支援事業」を規定（令和 7 年 4 月 1 日施行）するとともに、子ども・子育て支援法において「乳児等のための支援給付」として規定（令和 8 年 4 月 1 日施行、令和 7 年度は地域子ども・子育て支援事業の位置づけ）され、給付制度となることで一定の権利性が生じるとともに、全国どの自治体でも共通して実施することとなっております。

また、本制度は、認定の申請をしている人と申請をしていない人や、認定を受けた上でどの程度利用しているかについて、自治体が状況把握することができるため、支援が必要な家庭やこどもの把握などにつなげていくことができます。いわば、ポピュレーションアプローチ（リスクの大きさに関わらず、集団全体に対して働きかけて全体のリスクを下げる取組）であるとともに、ハイリスクアプローチ（リスクの高い対象を明らかにして、そこに集中的な働きかけを行うこと）へのつなぎの役割も含まれるものとされております。

（基準を満たしているものの認可をしないことができる内容について）

認可の申請に係る乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の所在地を含む教育・保育提供区域における乳児等通園支援事業所の利用定員の総数が、尼崎市子ども・子育て支援事業計画において定める当該教育・保育提供区域の乳児等通園支援事業所に係る必要利用定員総数に既に達しているか、又は認可の申請に係る乳児等通園支援事業の開始によってこれを超えることになることを認めるとき、その他の尼崎市子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として内閣府令で定める場合に該当すると認めるときは、認可をしないことができるものです。

（事業実施者）

乳児等通園支援事業の実施事業者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）は次の要件を満たした上で、市長に申請し、認可を得なければならない。

【社会福祉法人又は学校法人】

児童福祉法第 34 条の 15 第 3 項第 4 号に掲げる基準のいずれにも該当していないこと。

【社会福祉法人及び学校法人以外の者】

- (1) 当該乳児等通園支援事業を行うために必要な経済的基礎があること。
- (2) 当該乳児等通園支援事業者（事業者が法人である場合は、当該法人の経営に関わる者とする。）が社会的信望を有すること。
- (3) 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。
- (4) 児童福祉法第 34 条の 15 第 3 項第 4 号に掲げる基準のいずれにも該当していないこと。

※ (1)～(3)の要件に関する具体的な内容については、「尼崎市乳児等通園支援事業の認可等に関する審査要領」を参照すること。

【共通事項】

- (1) 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の管理者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 7 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。
- (2) 乳児等通園支援事業所は、その運営について、暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員等の支配を受けてはならない。

（乳児等通園支援事業の対象となるこども）

保育所、認定こども園、家庭的保育事業等、企業主導型保育施設に通っていない 0 歳 6 か月から満 3 歳未満（3 歳の誕生日の前々日までのことを指す。以下同じ。）の乳幼児とする。

(定員)

乳児等通園支援事業者が定める 0 歳 6 か月から満 3 歳未満の年齢ごとの員数とする。

3 職員の配置関連等について

(一般型乳児等通園支援事業の職員の配置基準について)

一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長等が行う研修（市長等が指定する県知事等その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

職員の配置基準は以下の通りとする。

- (1) 乳児 3 人につき 1 人以上
- (2) 満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児 6 人につき 1 人以上
- (3) 人数の算定に当たっては、(1)、(2)の区分ごとに計算した人数（小数以下第 2 位を切捨て）の合計を算出し、少数以下第 1 位を四捨五入すること。ただし、2 人を下回することはできない。
- (4) 乳児等通園支援従事者の数のうち、半数以上は保育士とする。

【例】乳児…………… $2 \text{ 人} \times 1 / 3 = 0.66 \rightarrow 0.6$

1、2 歳児…………… $4 \text{ 人} \times 1 / 6 = 0.66 \rightarrow 0.6$

必要職員数 = 2 人 ($0.6 + 0.6 = 1.2 \div 1$ ※2 人を下回れないので +1 人とする。)

必要保育士数 = 1 人以上

乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、乳児等通園支援従事者を 1 人とすることができる。

- (1) 保育所等（保育所、幼稚園、認定こども園、その他の施設又は事業）と一体的に運営されている場合で、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たり、当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が 3 人以下である場合で、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たり、当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（余裕活用型乳児等通園支援事業の職員の配置基準について）

余裕活用型乳児等通園支援事業における職員の配置基準は、次の施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定める基準又は要件の例による。

- (1) 保育所 尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例第 7 条並びに付則第 4 項及び第 5 項に規定する基準(保育所に係るものに限る。)
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 尼崎市就学前子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の要件等を定める条例第 3 条及び付則第 2 項に規定する要件
- (3) 幼保連携型認定こども園 尼崎市就学前子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の要件等を定める条例第 4 条に規定する基準
- (4) 家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う事業所 尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例第 6 条に規定する基準（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（救命講習受講者の配置）

乳児等通園支援事業者は、傷病者に対する応急手当等に関する講習で市長が指定するもの（以下「指定講習」という。）を修了した者(指定講習を受けた日から 2 年を経過しない者に限る。以下「指定講習修了者」という。)を当該乳児等通園支援事業所に常時配置するよう努めなければならない。ただし、当該乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合において、指定講習修了者に相当する者として市長が別に定める者がその一体的に運営されている保育所等に常時配置されているとき（市長が必要と認める体制が確保されている場合に限る。）は、この限りでない。

（障害児を受け入れる場合の体制の確保について）

障害児を受け入れる場合においては、当該障害児の障害の特性に応じた対応が可能な職員を配置するなど、体制の確保を行うこと。

（医療的ケア児を受け入れる場合の職員配置について）

医療的ケア児を受け入れる場合においては、看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下、「看護師等」という。）や喀痰吸引等研修（社会福祉士及び介護福祉法附則第 11 条第 2 項に規定する「喀痰吸引等研修」をいう。）の課程を修了した認定特定行為従事者である乳児等通園支援従業者など、医療的ケアに従事する職員を配置すること。

なお、当該こどもの居宅に訪問して実施する場合については、乳児等通園支援従事者に加え、認定特定行為業務従事者又は看護師等、当該こどもの医療的ケアに従事する職員を配置すること。ただし、乳児等通園支援従事者が認定特定行為業務従事者若しくは看護師等であるなど、当該こどもの医療的ケアを実施する場合、1 名のみの配置でも可能とする。

4 設備基準について

(一般型乳児等通園支援事業の設備基準について)

一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準は次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は乳児又は満 2 歳に満たない幼児 1 人につき 1.65 m²以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は満 2 歳に満たない幼児 1 人につき 3.3 m²以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援に必要な用具を備えること。
- (5) 満 2 歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、満 2 歳以上の幼児 1 人につき 1.98 m²以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援に必要な用具を備えること。
- (8) 食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱・保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
- (9) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を 2 階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は、次のアからクの要件に該当するものであること。

ア 建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の階に応じ、常用及び避難用ごとに、同表に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。

階	2 階	3 階	4 階以上
常用	1 屋内階段 2 屋外階段	1 屋内階段 ¹ 2 屋外階段	1 屋内階段 ¹ 2 屋外階段 ²
避難用	1 屋内階段 ¹ 2 待避上有効なバルコニー※ 3 準耐火構造の屋外傾斜路 ³ 又はこれに準ずる設備※ 4 屋外階段	1 屋内階段 ¹ 2 耐火構造の屋外傾斜路 ⁴ 又はこれに準ずる設備※ 3 屋外階段	1 屋内階段 ⁵ 2 耐火構造の屋外傾斜路 ⁴ 3 屋外階段 ²

¹ 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定するもの

² 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定するもの

³ 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定するもの

⁴ 建築基準法第 2 条第 7 号に規定するもの

⁵ 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定するもの

(ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号を満たすものとする。)

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が 30m 以下となるように設けられていること。

エ 乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と乳児等通園支援事業所の調理設備部分が建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式の物が設けられていること。

(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

※「待避上有効なバルコニー」、「屋外傾斜路に準ずる設備」ほかの要件等

- 待避上有効なバルコニーとは以下の要件を満たすものとする。
 - ① バルコニーの床は準耐火構造とすること。
 - ② バルコニーは十分に外気に開放すること。
 - ③ バルコニーの待避に利用する各部分から 2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、その部分に開口部がある場合は建築基準法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定する防火設備とすること。
 - ④ 屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は 0.75m以上、高さは 1.8m以上、下端の床面からの高さは 0.15m以下とすること。
 - ⑤ バルコニーの待避に利用する部分の面積は、その階の保育室等の面積の概ね 1/8 以上の面積を有し、幅員 3.5m以上の道路又は空地に面していること。

なお、待避上有効なバルコニーは、建築基準法上の直通階段には該当しないため、建築基準法施行令第 120 条及び第 121 条に基づき、原則として保育室等から 50m以内に直通階段を設置されていなければならないこと。
 - ⑥ 待避上有効なバルコニーは、一時的に待避し、消防隊による救助も期待するものであり、特に乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準第 6 条による避難訓練の実施、消防機関の協力の確保等に万全を期すること。
- 屋外傾斜路に準ずる設備とは、2 階に限っては非常用滑り台をいうものである。
- 屋外傾斜路、これに準ずる設備及び屋外階段は、十分緩やかな傾斜とし、踊場の面積、手すりの構造、地上に接する部分の状況等について、乳幼児の避難に際して転倒、転落等の事故の生じないように安全確保に留意されたいこと。
- 人工地盤及び立体的遊歩道が、当該事業を実施する建物の途中階に接続し、当該階が建築基準法施行令第 13 条の 3 に規定する避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階）と認められる場合にあっては、本基準の適用に際して当該階を 1 階とみなして差し支えないこと。この場合、建築主事と連携を図ること。

(余裕活用型乳児等通園支援事業の設備基準について)

余裕活用型乳児等通園支援事業における設備の基準は、次の施設又は事業所の区分に並び、当該各号に定める基準又は要件の例による。

- (1) 保育所 尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例第 7 条並びに付則第 4 項及び第 5 項に規定する基準(保育所に係るものに限る。)
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 尼崎市就学前子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の要件等を定める条例第 3 条及び付則第 2 項に規定する要件
- (3) 幼保連携型認定こども園 尼崎市就学前子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の要件等を定める条例第 4 条に規定する基準
- (4) 家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。)を行う事業所 尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例第 6 条に規定する基準(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

5 乳児等通園支援事業の運営について

(乳児等通園支援の内容)

乳児等通園支援の内容は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 35 条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、乳児等通園支援事業を利用する乳幼児(以下「利用乳幼児」という。)及びその保護者の心身の状況等に応じた支援を提供しなければならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

- (1) 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- (2) 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- (3) 乳児等通園支援事業者は、自らその行う乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- (4) 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- (5) 乳児等通園支援事業所には、児童福祉法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- (6) 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けなければならない。

（利用方式）

乳児等通園支援事業の利用方式は、定期的な利用方式（以下「定期利用」という。）若しくは定期的でない柔軟な利用方式（以下「柔軟利用」という。）又は定期利用と柔軟利用の組み合わせなど、乳児等通園支援事業所において利用方法を選択して実施することとして差し支えない。

（開所日数）

乳児等通園支援事業所の開所の日数は、ニーズや受入体制を考慮の上、乳児等通園支援事業者が適切に設定する。

（時間枠）

乳児等通園支援事業の時間枠は、適切な環境と体制を提供できることを前提とした上で、乳児等通園支援事業所の実情に応じ設定する。

（事前面談）

乳児等通園支援事業者は、初回利用の前に利用乳幼児及びその保護者と事前の面談を行い、制度の意義や、利用に当たっての基本的事項の伝達を行うとともに、こどもの特徴や保護者の意向等を把握しなければならない。

【面談時の説明及び確認内容の例】

- (1) 施設の方針や実施内容
- (2) 個人情報の取り扱い
- (3) 必要な持ち物や利用に当たってのルール
- (4) 体調不良時の対応
- (5) 災害発生時の避難先等
- (6) 家庭での過ごし方、離乳の状況や食事や睡眠、排せつ等の状況
- (7) 子育ての方針や大切にしていること、こどもの好きなこと苦手なことなどの把握、
家族の状況
- (8) 利用料、キャンセルポリシー 等

（親子通園）

慣れるまで時間のかかるこどもに対する対応として、利用の初期に親子通園を取り入れることを可能とする。ただし、こどもの育ちの観点から、親子通園が長期間続く状態や利用の条件になる事がないよう留意すること。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

- (1) 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- (2) 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症、食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- (3) 乳児等通園支援事業所には、必要な医療品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

- (1) 食事の提供の有無については乳児等通園支援事業者が判断するものであること。ただし、特に離乳食の提供体制や体調不良など、個々の状況に応じた対応が可能かどうかについて、乳児等通園支援事業者において十分に検討を行うことが必要であること。また、利用乳幼児の乳児等通園支援事業の利用形態等に応じて、乳児等通園支援事業者が食事の提供を行うのではなく、弁当等を持参して食事をとる場合も考えられること。
- (2) 食事の提供を行う場合には、衛生管理や栄養管理、個々の離乳等の状況に応じた対応等について、『保育所における食事の提供ガイドライン』(平成 24 年 3 月厚生労働省)、『授乳・離乳の支援ガイド』(令和元年 3 月『授乳・離乳の支援ガイド』改定に関する研究会)を参照して対応するほか、食物アレルギーを有することにもついては、『保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(2019 年改訂版)』(平成 31 年 4 月厚生労働省)を参照し、医師の診断及び指示に基づき対応することが必要であること。

その上で、外部搬入により食事の提供を行う場合においては、『家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて』(平成 26 年 9 月 5 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の 2(3)における「搬入施設から搬入を行う際の要件」を踏まえ、次の点を踏まえ対応することが必要であること。

＜外部搬入により食事の提供を行う場合の要件＞

- ア 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が乳児等通園支援事業者にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果し得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- イ 乳児等通園支援事業所又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

ウ 調理業務の受託者を、乳児等通園支援事業者による食事の提供の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする
こと。

エ 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

オ 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

＜乳児等通園支援事業所に外部搬入を行うことができる者＞

- ① 当該乳児等通園支援事業所と一体的に運営されている保育所等
- ② 当該乳児等通園支援事業所と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等

（保護者との連絡）

乳児等通園支援事業者は常に利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（関係機関との連携）

乳児等通園支援事業者は、日常的に関係行政機関、医療機関等と相互に連携を図りながら、適切にその業務を行うことにより、その利用乳幼児等が安心してその乳児等通園支援事業を利用することができる体制の確保に努めなければならない。

（賠償責任保険への加入）

乳児等通園支援事業者は、事故等の発生による保障を円滑に行うことができるよう、有効な賠償責任保険に加入すること。

（秘密保持等）

- (1) 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- (2) 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

- (1) 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- (2) 乳児等通園支援事業者は、尼崎市から指導又は助言を受けた場合、それに従って必要な改善を行わなければならない。

(安全計画の策定)

- (1) 乳児等通園支援事業者は利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- (2) 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、(1)の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- (3) 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- (4) 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

- (1) 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。
- (2) 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これも用いて(1)に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(内部の規程)

乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(事業所に備える帳簿)

乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

- (1) 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、児童福祉法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- (2) 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- (3) 乳児等通園支援事業者は、研修の実施計画を、その乳児等通園支援事業所の職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該職員の計画的な育成に努めなければならない。

(非常災害対策)

- (1) 乳児等通園支援事業所においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
- (2) (1)の訓練のうち、避難、消火及び救出等に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。
- (3) 非常災害が発生した場合の対応に関する具体的な指針を定め、及び当該場合における関係機関への連絡体制を整備すること。
- (4) 定期的に、(3)の指針及び関係機関への連絡体制をその乳児等通園支援事業所の職員並びにその乳児等通園支援事業の利用乳幼児及びその家族に周知すること。

(事故発生時の対応及び再発防止)

- (1) 乳児等通園支援事業者は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
ア 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。

イ 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実がその乳児等通園支援事業所の管理者に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該乳児等通園支援事業所の職員に周知される体制を整備すること。

ウ 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及びその乳児等通園支援事業所の職員に対して研修を行うこと。

(2) 乳児等通園支援事業者は、その利用乳幼児に対する支援により事故が発生したときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 速やかに、その発生した事故の事実を市長等に報告すること。

イ その発生した事故の状況及び当該事故のその発生後に講じた措置について記録すること。

ウ その発生した事故がその責めに帰すべき事由によるものであり、かつ、その利用乳幼児に損害が生じたときは、その損害を賠償すること。

6 留意事項について

ここに記した事項も含め、詳細については、尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例、内閣府令、関係法令並びに通知文等に基づくものとする。